

市第67号議案

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第14条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条

第 9 号」に改める。

第42条第 1 号中「指定介護予防支援等基準第30条第 7 号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条第 7 号」に改める。

第80条第 1 項第 2 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第80条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

提 案 理 由

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定及び薬事法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（心身の状況等の把握）

第 14 条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第 33 条第 9 号介護予防支援等基準」という。）第 30 条第 9 号）に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）

第 42 条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第 33 条第 7 号に規定するアセスメントをいう防支援等基準第 30 条第 7 号。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率

的かつ柔軟な指定介護予防訪問介護の提供に努めること。

(第 2 号省略)

第 80 条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

(第 1 号省略)

- (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等薬事法 に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する薬局として必要とされる数以上

(第 3 号及び第 2 項省略)